

# 東京の木多摩産材認証制度実施要領

多摩産材認証制度実施要領（平成18年2月23日施行。令和6年7月31日最終改正）の全部改正



多摩産材認証協議会

# 東京の木多摩産材認証制度の理念及び概要図

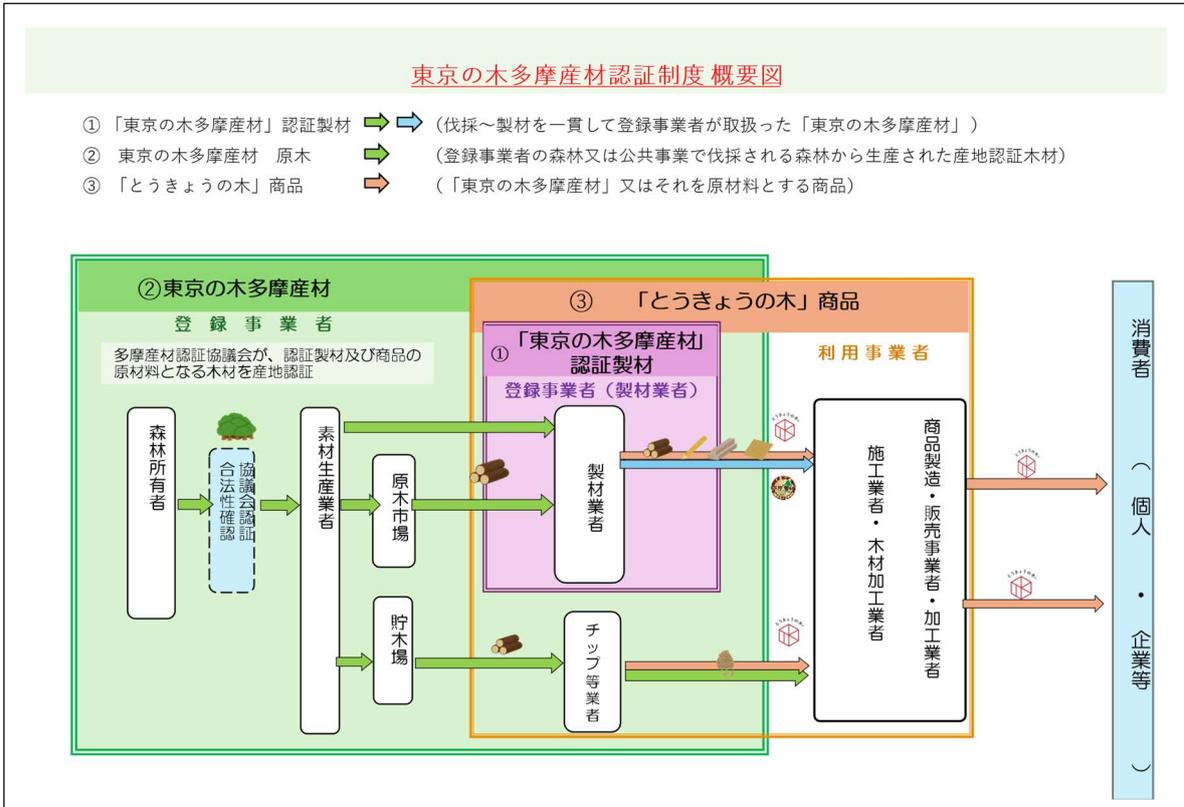
## 1 東京の木多摩産材認証制度の理念

多摩産材認証協議会規約第2条の目的を達成するため、認定された全ての登録事業者及び利用事業者が遵守すべき行動指針

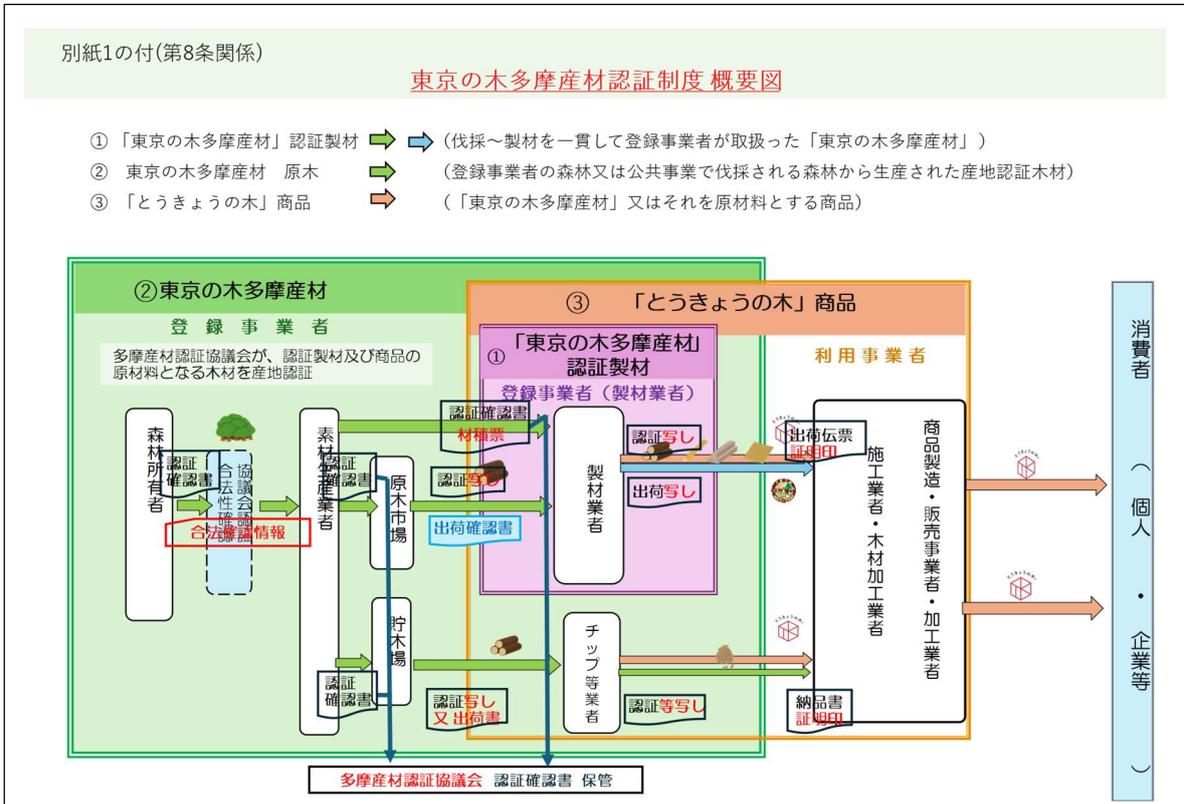
私たち登録事業者及び利用事業者は、東京の木多摩産材の認証及び安定供給に努め、多摩地域の森林が、健全かつ持続的に育成できる環境づくりをめざします。

- 1 森林所有者・素材生産業者・原木市場・製材業者・チップ等業者・利用事業者・林業関係団体が一致協力して取り組みます。
- 2 多摩地域の管理された森林から、産地の明確な木材を供給します。
- 3 持続的な森林経営に配慮し、林業・木材産業の活性化に努めます。
- 4 森林資源の循環を促進し、森林整備を推進します。
- 5 東京の木多摩産材を利用する意義を訴え、需要拡大に努めます。
- 6 消費者の要望に応え、東京の木多摩産材の品質向上に努めます。
- 7 登録事業者及び利用事業者の取組事項を遵守し、東京の木多摩産材認証制度の信頼性を高めます。

# 東京の木多摩産材認証制度の概要図



## 東京の木多摩産材認証制度の認証の流れと証明書類 (別紙1の付)



(趣旨)

第1条 この要領は、東京の木多摩産材認証制度の理念を基に、多摩産材認証協議会（以下「協議会」という。）規約第3条の(1)に規定する東京の木多摩産材認証制度（以下「認証制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(クリーンウッド法の遵守)

第2条 令和7年4月1日に施行された改正クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「CW法」という。））の主旨に沿い、認証制度の運営に努めるものとする。

2 認証制度で定める登録事業者及び利用事業者は、CW法第2条に定める「素材生産販売事業者」、「第1種木材関連事業者」及び「第2種木材関連事業者」として、同法第5条で求められる事業者の責務を遵守するものとする。

(認証)

第3条 認証制度は、東京都の多摩地域で生育し、適切に管理された森林又は公的に伐採されその後適切に管理されていく森林等から生産された、CW法第7条第2項に定める合法性確認木材（以下「合法性確認木材」という。）の産地証明を行うものである。

(対象森林)

第4条 前条に規定する森林は、森林の循環及び保全に資するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林経営計画の認定を受けた森林
- (2) 森林認証制度における認証機関により認証された森林
- (3) 東京都が実施する「森林循環に資する花粉発生源対策事業」の対象森林
- (4) 東京都が実施する「森林再生事業」の対象森林
- (5) 市町村が実施する日照権等の対象森林
- (6) 林道及び治山事業の対象森林、並びに道路などの国土保全の基盤となる施設を整備する公共事業の対象森林にあって、木材利用の促進に資するもの
- (7) その他協議会が適切と認めた森林

2 前項第7号に係る森林については、東京の木多摩産材認証確認書（様式第1号。以下「認証確認書」という。）を作成した森林所有者が協議会の産地認証を受けるに際して申し出るものとする。

3 協議会は、前項の規定により申し出のあった森林を第27条で定める東京の木多摩産材認証制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て適切と認められた時は、認証確認書の種別欄にその旨を記載するものとする。

(東京の木多摩産材)

第5条 協議会は、第3条の規定に基づき、第4条各号のいずれかに該当する森林から生産された、合法性確認木材に対して産地証明を行う。

- 2 協議会が産地証明する合法性確認木材を「東京の木多摩産材」という。
- 3 東京の木多摩産材であることの証明は、認証確認書をもって行う。

(「東京の木多摩産材」認証製材)

第6条 認証制度においては、伐採から製材までの過程を一貫して登録事業者が取り扱った東京の木多摩産材の製材品を、『「東京の木多摩産材」認証製材』(以下、「認証製材」という。)とする。

- 2 認証製材であることの証明は、その販売に際して登録事業者(製材業者)から発出される東京の木多摩産材であると証明された「出荷伝票」をもってその証明とし、必要に応じて認証確認書の写し又は原木市場が発行する東京の木多摩産材であることが表示された「多摩産材出荷確認書」の写しを附することができるものとする。
- 3 登録事業者(製材業者)が認証製材を販売する場合は、協議会から購入した東京の木多摩産材の「認証シール(マーク)」(別紙2①)を商品に貼付する。また、認証シール(マーク)の管理は適正に行う。

(「とうきょうの木」商品)

第7条 認証制度において、東京の木多摩産材及び認証製材を原材料として施工若しくは製造した商品等を「とうきょうの木」商品という。

- 2 「とうきょうの木」商品の東京の木多摩産材及び認証製材の使用割合については、常に施工及び製造において管理し公開できることとする。
- 3 「とうきょうの木」商品であることの証明は、原則として、第25条に規定する愛称マークの表示によるものとする。
- 4 書類による証明を要する場合は、納品書等に証明印を押印するとともに、出荷確認書の写し若しくは認証確認書の写しに利用事業者認定書を附して証明書とする。

(認証の流れと証明書類)

第8条 東京の木多摩産材及び認証製材としての流通並びに「とうきょうの木」商品としての流通は、各登録事業者及び利用事業者の責任において、原則として別紙1「東京の木多摩産材・「とうきょうの木」商品の認証の流れ」により取引等を行うものとする。

(登録事業者)

第9条 登録事業者は第12条及び第13条の規定に合致し、協議会に登録事業者として認定された者をいう。

- 2 登録事業者の行動指針は「東京の木多摩産材認証制度の理念」のとおりとする。

(登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる責務を理解し、適切に対応するものとする。

- (1) 持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。
- (2) 利用事業者又は消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。
- (3) 協議会が行う検証に協力しなければならない。
- (4) 東京の木多摩産材の製造又は販売に係る業務については、登録事業者を除く事業者に一括で委託してはならない。一部を委託する場合には、委託先における東京の木多摩産材の適切な管理等について委託条件に明記し、監督を行うこと。

(登録事業者の認定単位)

第11条 登録事業者として認定される者は、森林所有者、素材生産業者、原木市場、製材業者及びチップ等業者の業務区分の者とする。

- 2 複数の業務区分に及んで業務を行う者は、東京の木多摩産材として木材を取り扱う業務毎に登録事業者の認定を受けなければならない。
- 3 登録事業者の認定は、個人、法人及び団体(以下「個人・法人等」という。)毎に行うものとし、登録事業者の傘下の個人・法人等が東京の木多摩産材を取り扱う業務を行う場合でも、当該個人・法人等は当該業務に係る認定を受けなければならない。

(登録事業者の認定対象)

第12条 登録事業者は、協議会より認証制度に関する説明を受けその趣旨を理解し賛同する者のうち、各業務区分において次に掲げる要件を満たす事業者を認定対象とする。

(1) 森林所有者

所有する森林を伐採し搬出した木材を東京の木多摩産材として供給する次に掲げる者とする。ただし、森林所有者の認定を受けていない森林所有者にあつて協議会に産地認証を受けようとする者は、当該認証を受けるに際して、第19条の登録事業者申請を行うものとする。

ア 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項の森林所有者

イ 森林の経営の委託を受けた者

ウ 森林の使用収益が目的の地上権者

エ 伐採(主伐及び間伐)を主な目的として森林を譲り受け伐採後の適正な施業管理ができる者

オ 森林所有者との協定等により第4条第1項第7号に該当する森林で公的事業として伐採(主伐及び間伐)を実施する団体

(2) 素材生産業者

ア 素材生産業者の区分は、伐採等により素材(丸太)の生産・流通を取り扱う業務

とする。なお、伐採等により生産された枝葉、根株及び林地残材等を譲り渡す目的で収集した場合も、この業務とする。

イ 次号の原木市場を介さずに丸太や枝葉、根株及び林地残材等を流通させる場合もこの区分とする。ただし、原木市場と類似した流通を行う場合は、原木市場の区分の認定を要するものとする。

(3) 原木市場

ア 原木市場の区分は、素材の丸太を用途別に仕分けし、せり若しくは入札等により販売する原木の流通を取り扱う業務とする。

イ 前号の素材生産業者が運営管理する貯木場(以下「貯木場」という。)で、前号イのただし書きに該当する丸太の販売を行う業務もこの区分とする。

ウ この要領における認証制度の運営が実行できるシステムを備えているか、若しくは同等の処理ができること。

(4) 製材業者

ア 製材業者の区分は、製材品の製材及び流通を取り扱う業務とする。

イ 原木市場(多摩木材センター)で、直近2年度、東京の木多摩産材の取扱実績が概ね100立方メートル以上ある者

ウ イを満たさないが原木市場(多摩木材センター)で東京の木多摩産材以外の取扱実績や直近2年度以前の東京の木多摩産材の取扱実績が顕著と認められる者

エ 製材業者が、丸太を加工せず流通させる場合や製材過程で生じた端材や木くず等の流通についてもこの区分とする。

オ 東京の木多摩産材と他の木材との分別管理が確実にできる者

(5) チップ等業者

ア チップ等業者の区分は、第3号イの貯木場から東京の木多摩産材を譲り受ける者であって、木くず・チップ等の製造及び流通を取り扱う業務とする。

イ 東京の木多摩産材と他の木材との分別管理が確実にできる者

(登録事業者の認定要件)

第13条 登録事業者の認定を受ける者は、前条各号に定める認定対象のうち、次の各号の該当する要件を満たす者とする。

(1) 製材業者は、同一業種の少なくとも一者の推薦

(2) チップ等業者については前条第1項第3号イの貯木場を運営管理する素材生産業者の推薦

(3) 製材業者は、前条第1項第4号ウに規定される東京の木多摩産材の取扱実績があること。

(4) 製材業者及びチップ等業者は、分別管理の場所とその方法が定められていること。

(5) 入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

(6) 関係書類を作成年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(7) 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(利用事業者)

第14条 利用事業者は第17条及び第18条の規定に合致し、協議会に利用事業者のとして認定された者をいう。

2 利用事業者の行動指針は「東京の木多摩産材認証制度理念」のとおりとする。

(利用事業者の責務)

第15条 利用事業者の責務は、第10条第1項各号の規定を準用する。この場合において、「登録事業者」とあるのは「利用事業者」、「利用事業者」とあるのは「認定事業者」、また「東京の木多摩産材」とあるのは「「とうきょうの木」商品」と読み替えるものとする。

(利用事業者の範囲)

第16条 利用事業者として認定される者は、東京の木多摩産材を原材料として「とうきょうの木」商品を施工若しくは製造する事業者及び仕入れた「とうきょうの木」商品を改変する事業者、並びに登録事業者(製材業者及びチップ等業者)とする。

2 前項の登録事業者にあつては、利用事業者の認定を受けたものと見做す。

3 利用事業者の認定は、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「登録事業者」とあるのは「利用事業者」と読み替えるものとする。

(利用事業者の認定対象)

第17条 利用事業者は、協議会より認証制度に関する説明を受け、その趣旨を理解し賛同する者のうち、次の各号の該当する要件を満たす事業者を認定対象とする。

(1) 「とうきょうの木」商品を国内で施工若しくは製造又は改変する者、但し改変しない者はこの限りでない。

(2) 「とうきょうの木」商品を消費者に向けて販売する者

(3) 斡旋や受託等で取引に関与する者については、利用事業者の認定は要しないものとする。

(利用事業者の認定要件)

第18条 利用事業者の認定を受ける者は、前条に定める認定対象のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 申請者と直接若しくは間接的に東京の木多摩産材に係る取引実績若しくは取引予定のある登録事業者(製材業者及びチップ等業者)の少なくとも一者からの推薦

(2) 「とうきょうの木」商品とそれ以外の販売品を確実に区別し、取り扱うことができる者

(3) 東京の木多摩産材の入荷、「とうきょうの木」商品の製造、原材料の使用割合管理、販売、在庫に関する情報を、管理簿等により検証可能な状態で整理できる者

- (4) 関係書類を作成年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(認定事業者)

第19条 認定事業者とは登録事業者及び利用事業者の認定を受けた者とする。

(認定手続き)

第20条 認定事業者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第2号による申請書に誓約書(様式第3号)を添付し、協議会に提出するものとする。ただし、申請者が森林所有者の場合、誓約書の添付は要しない。

- 2 申請者が製材業者、チップ等業者及び利用事業者である場合には、様式第4号による推薦書も併せて添付するものとする。

(認定審査)

第21条 協議会は前条の申請書等を受け、認定の可否について審査委員会に諮るものとする。審査委員会は審査の結果を協議会に報告するものとする。

- 2 協議会は、申請者を認定事業者として認定する場合は認定事業者台帳に登載し、認定書(様式第5号)により申請者に審査結果を通知する。
- 3 認定事業者の認定の有効期間は年度単位で1年間とする。なお、認定の取消しや年会費の未納等がない限り、次年度以降も自動的に継続されるものとする。

(認定事業者への貸与品等)

第22条 素材生産業者は、協議会から「東京の木多摩産材認証刻印貸与申請書」(様式第6号)により、「東京の木多摩産材刻印」(別紙2②。以下「刻印」という。)の貸与を受けるものとする。

- 2 製材業者及び利用事業者は、協議会から「東京の木多摩産材証明印」(別紙2③-1、③-2。以下「証明印」という。)の貸与を受けるものとする。
- 3 製材業者及び利用事業者は、協議会から保管場所を明示する看板の貸与を受けることができるものとする。

(認定の解除及び取消し)

第23条 認定事業者が自ら認定事業者としての認定を解除したいときは、「認定解除届出書」(様式第7号)を協議会に提出するものとし、協議会は速やかに当該事業者を認定事業者台帳から削除するものとする。

- 2 協議会は、認定事業者が次のいずれかに該当する場合、認定の取消しについて審査委員会に諮ることが出来る。審査委員会が認定の取消しを認めたときは、協議会は当該事業者を認定事業者台帳から削除するものとし、「認定取消通知書」(様式第8

号)により認定事業者に通知するものとする。

- (1) 認定申請書、認証確認書等の記載に虚偽があったとき
- (2) 認定事業者が、認定の要件等に適合しなくなったとき
- (3) 認定料及び更新認定料(以下「認定料等」という。)を納付しないとき
- (4) 不適切な行為等を行った場合は改善のための必要な指導を行い、その後も改善が認められないとき

3 認定事業者台帳から削除した事業者に対しては、次のように取扱うものとする。

- (1) 削除後1年間は再認定を受けることができない。
- (2) 認定の解除及び取消しによる認定料等の払戻し等を行わない。
- (3) 協議会からの貸与品については、速やかに協議会に返納する。

(認定料等)

第24条 認定事業者の認定料及び更新認定料については、別紙3に定める。

(愛称マーク)

第25条 協議会の登録商標である「とうきょうの木」愛称マーク及び愛称文字(以下「愛称マーク」という。)は、別紙4に定めるところによる。

(愛称マークの運用)

第26条 利用事業者は、愛称マークを使用することが出来るものとし、使用に際しては、次項の規定を遵守する。

2 愛称マークの運用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認証制度に関する消費者向けの広報活動(木育等含む。)については、消費者が親しみやすいように、「とうきょうの木」の表現を用いて認証制度の普及を図ることを運用方針とする。
- (2) 愛称マークの適切な使用を確保するため、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則(別紙5)及び「とうきょうの木」愛称マーク使用規格(別紙6)を別に定める。

(審査委員会)

第27条 協議会は、この要領に基づく事業者の認定等を審査するため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、次の各項の審査を行うものとする。

- (1) 第4条第1項第7号に定める「その他協議会が適切と認めた森林」の審査
- (2) 第21条第1項に定める事業者認定申請に対する認定審査
- (3) 第23条第2項に定める「認定の取消し」に関する審査及びその可否
- (4) 第28条に定める東京の木多摩産材認証制度検証指針に関すること。
- (5) その他疑義のある場合の審査

- 3 審査委員会委員は、東京の木多摩産材認証制度審査委員会委員選出基準(別紙7)によるものとする。

(検証)

第28条 協議会は、この制度の適切な運用を確認するため、東京の木多摩産材認証制度検証指針(別紙8)に基づき検査を行う。

- 2 前項の規定に基づき登録事業者(製材事業者及びチップ等業者)及び利用事業者が行う自主検査の結果を踏まえ、必要な場合には協議会は点検を行う。

別紙

- 別紙1 東京の木多摩産材認証制度の流れ
- 別紙2 東京の木多摩産材認証マーク・刻印・証明印
- 別紙3 認定料及び更新認定料について
- 別紙4 愛称マーク・愛称文字
- 別紙5 「とうきょうの木」愛称マーク使用規則
- 別紙6 「とうきょうの木」愛称マーク使用規格
- 別紙7 東京の木多摩産材認証制度審査委員会委員選出基準
- 別紙8 東京の木多摩産材認証制度検証指針
- 別紙9 認証シール(マーク)の使用について
- 別紙10 様式集

附則

- 1 この要領は、令和7年9月30日から施行する。ただし、第27条第3項第2号の利用事業者の更新認定料の規定は令和10年4月1日から施行することとし、令和9年度までは従前の例による。
- 2 この要領の施行の際、施行前において旧要領に基づき協議会で決定された次に掲げる事項について、(1)はこの要領に基づき決定されたものとし、(2)～(4)は、これを廃止する。
  - (1) 認証シール(マーク)の使用について(平成21年12月21日施行)(別紙9)
  - (2) 公共工事で使用する多摩産材の確認手続きについて(平成20年1月31日施行)
  - (3) 実施要領の条文解釈について(平成21年8月7日施行)
  - (4) 合板・LVL(単板積層材)の取扱いについて(平成21年8月7日施行)